

令和7年度富士吉田市地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当該地域は、全耕地面積に占める主食用米面積の割合が約75%で、戦略作物に占める大豆、そばの面積が多く、土地利用型作物の担い手への集積が進んでいる。しかしながら、主食用米の需要が減少する中で、他の作物の作付に転換を促進することで、水田面積の維持を図っていく必要がある。

また、農家の高齢化が進んでおり、農家戸数の減少が見られるとともに、不作付地の拡大が進んでいる。こうした中、水稻作付面積の維持が課題となっている。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

富士北麓地域で栽培された野菜ブランドである「富士山やさい」を振興品目として拡大する。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

利用状況については、営農計画書及び現地踏査による点検・確認を実施し、また、数年以上水稻を組み入れない作付が続くなど、今後も水稻作付に活用される見込みがない水田においては、生産性や収益性を考慮する中で、畠地化をすることが有用であると判断される場合には、転作を推進し畠地化を検討する。

産地交付金を活用し認定農業者・中心経営体によるブロックローテーションの取り組みで大豆への転換が拡大してきている。

今後も継続して実施してもらう中で、その他の農業者や生産組合・集落等で土地利用集積やブロックローテーションを取り組んでもらい、農業者や地域に合った営農計画を進め、生産性・収益性の向上を図る。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

売れる米作りの徹底によって米の産地としての地位を確保する。前年の需要動向や集荷業者等の意向を勘案しつつ、米の生産を行う。

(2) 備蓄米

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

イ 米粉用米

作付面積を維持しつつ、販売先の需要により面積拡大を行う。

ウ 新市場開拓用米

エ WCS用稻

オ 加工用米

(4) 麦、大豆、飼料作物

大豆については、現行の作付面積を維持する。

(5) そば、なたね

そばについては、現行の作付面積を維持する。

(6) 地力増進作物

(7) 高収益作物

富士北麓地域で栽培された野菜ブランドである「富士山やさい」を振興品目として拡大する。

5 作物ごとの作付予定面積等 ~ 8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

別紙

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等	当年度の 作付予定面積等		令和9年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作	うち 二毛作	うち 二毛作	うち 二毛作
主食用米	84		90		90
備蓄米					
飼料用米					
米粉用米	0.67		2		2
新市場開拓用米					
WCS用稻					
加工用米					
麦					
大豆	7.7		9		9
飼料作物					
・子実用とうもろこし					
そば	3.8		3.5		3.5
なたね					
地力増進作物					
高収益作物	9		8.8		8.8
・野菜	8.1		8.5		8.5
・花き・花木	0.9		0.3		0.3
・果樹					
・その他の高収益作物					
その他					
煙地化					

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理番号	対象作物	使途名	目標	目標値	
				前年度（実績）	
1	野菜（富士山やさい） (基幹作のみ対象)	地域振興作物および高収益作物(認証ブランド)の作付への上乗せ助成	作付面積の維持	(R6年度) 3.92ha (R9年度) 4.0ha	(R7年度) 4.0ha (R9年度) 4.0ha
2	米粉用米 (基幹作のみ対象)	米粉用米の生産拡大	作付面積の維持 対象者の営農面積維持 (平均)	(R6年度) 1.73ha 0.57ha	(R7年度) 2.0ha 0.5ha (R9年度) 2.0ha 0.5ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:山梨県

協議会名:富士吉田市地域農業再生協議会

整理番号	使途 ※1	作期等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	地域振興作物および高収益作物 (認証ブランド)の作付への上乗せ助成	1	4,000円／10a	野菜(富士山やさい) (基幹作のみ対象)	富士山野菜生産者協議会の商標ロゴマークの使用が認められた者及び野菜
2	米粉用米の生産拡大	1	5,000円／10a	米粉用米 (基幹作のみ対象)	人・農地プランに位置づけられた中心的経営体である者または地域の目標地図に位置づけられることが確実である者。需要に応じた米生産の推進に関する要領第4に規定する別紙1の第5の1に基づく取り組み計画の受理

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。